

年度内成立の公算大

Q&Aで読み解く 令和8年度税制改正大綱

自民党税制調査会及び日本維新の会による初めての税制改正大綱が令和7年12月19日に公表され（本誌1105号16頁参照）、これをベースにした「令和8年度税制改正の大綱」が12月26日に閣議決定された。少数与党ではあるものの、与党は国民民主党との協議を踏まえ、年収の壁（所得税負担が生じる水準）を178万円に引き上げることとし、政党間合意を行っているため、令和7年度税制改正とは異なり、原案どおり年度内成立の公算が高そうだ。

本特集では、令和8年度税制改正大綱のポイントをQ&A形式で解説する。

所得課税

→令和8年末の年末調整で対応



基礎控除等の見直しは、令和8年分の所得税から適用されるとのことですが、今回も年末調整で対応することになりますか。



令和7年度税制改正と同様、1年目は令和8年12月の年末調整で対応することになる。例年どおり税制改正法案が令和8年3月末までに成立すると仮定した場合だが、当然、>> 令和8年1月から3月は現行法に基づき源泉徴収を行うことになる。その後も、システム改修や事務フローの見直しなどがあるため、4月から改正後の法律に従い源泉徴収事務ができるわけではないからだ。また、個人事業者等であれば、令和8年分所得税の確定申告で還付を受けることになる。

→日本維新の会の要望を踏まえ、高校生の扶養控除は現行制度を維持



令和7年度税制改正大綱では、高校生年代の扶養控除及びひとり親控除については、令和8年度以降の税制改正において、各種控除のあり方の一環として検討し結論を得ることとされていましたが、どのような結果となりましたか。



高校生年代の扶養控除は、連立与党の日本維新の会の要望を踏まえ、令和8年度税制改正では現行制度を維持し、所得税抜本改革の一環として引き続き検討することとなった。また、ひとり親控除についても、日本維新の会の要望を踏まえ、控除額を国税は